

獣医学教育課程における「参加型臨床実習」の取り組みと その実施に当たっての獣医師法第17条の適用関係

獣医学臨床教育課程における「参加型の実務実習」の取り組みについては、本会においては、本年2月、関係省庁、獣医学系大学関係者等に参集いただき、獣医学教育の改善（参加型臨床実習の在り方）に関する関係者懇談会を開催し、今後、実施に当たっての条件整備について関係者の合意形成の進展に努めてきたが、農林水産省から、本年3月、獣医事審議会計画部会（部会長：山根義久）に設置された「臨床実習の条件整備に係るワーキンググループ」において、獣医学教育における獣医学生の実務実習の条件整備に関する報告書が取りまとめられたことを受け、獣医学生が臨床実習において他者が所有する飼育動物に対して行う診療行為についての獣医師法第17条の規定との関係の基本的考え方とともに、当該行為について無免許獣医業罪が適用されない場合の条件について、全国の獣医学系大学関係学部・学科長あて通知されたため、次のとおり地方獣医師会あて通知した。

22日獣発第113号
平成22年7月14日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会 長 山 根 義 久
(公印及び契印の押印は省略)

獣医学教育課程における「参加型臨床実習」の取り組みとその実施に当たっての獣医師法第17条の適用関係

専門職業人養成の高等教育課程において学生のより実践的能力を培う上で「参加型の実務実習」を課すことは不可欠とされ、既に医学・歯学教育課程、また、本年度からは薬学教育課程においても必要な体制整備が図られた上で導入されているところで

す。
獣医学臨床教育課程における「参加型の実務実習」の取り組みについては、獣医学教育改善に向けての対応の一貫として文部科学省「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」において早急に取り組みを進めるべき旨が論議されたこと等を受け、本会においては、本年2月、農林水産省、文部科学省、全国大学獣医学関係代表者協議会をはじめとする獣医学系大学関係者、日本獣医学会に参集いただき、獣医学教育の改善（参加型臨床実習の在り方）に関する関係者懇談会を開催し、今後、実施に当たっての条件整備について関係者の合意形成の進展に努めたところであります（議事内容は本会ホー

ムページ http://nichiju.lin.gr.jp/conference/sonota_kaigi/220224.pdfに掲載）。

一方、農林水産省獣医事審議会計画部会（部会長：山根義久）においては本年3月に「臨床実習の条件整備に係るワーキンググループ」が設置され、臨床実習において獣医学生に許容される獣医療行為とその実施に当たっての条件等の基本的な考え方が検討されてきたところですが、今般、同ワーキンググループにより獣医学教育における獣医学生の実務実習の条件整備に関する報告書が取りまとめられたことを受け、平成22年6月30日付け22消安第1514号をもって農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長から全国の獣医学系大学関係学部・学科長あてに別添写しのとおり通知がなされたところで

す。
このたびの通知においては、獣医学生が臨床実習において他者が所有する飼育動物に対して行う診療行為についての獣医師法第17条の規定との関係の基本的考え方とともに、当該行為について無免許獣医業罪が適用されない場合の条件が示されたところでありますが、このことにより、今後、獣医学教育課程において獣医学生に対する「参加型の実務実習」としての臨床実習の取り組みが、各獣医学系大学において必要な体制整備が図られた上で適法の下で行われることにより、獣医学教育改善を図る上で懸案の一つである獣医学臨床教育（卒前臨床教育）改善の進展が期待されるところで

写

22 消安第 1514 号
平成 22 年 6 月 30 日

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課長

獣医学生の実習における獣医師法第 17 条の適用について

獣医学を履修する課程に在籍する大学生（以下「獣医学生」という。）が臨床実習において他者が所有する飼育動物に対して行う診療行為が、獣医師法（昭和 24 年法律第 186 号、以下「法」という。）第 17 条の規定に抵触し、法第 27 条第 1 号の規定により 2 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するものとされている罰則（以下「無免許獣医業罪」という。）が適用されるか否かについて、今般、下記のとおり考え方を整理したので、御了知の上、貴大学において臨床実習の充実に関する検討を進める際の参考にされたい。

記

1 基本的な考え方について

無免許獣医業罪が設けられている目的は、国民に質の高い獣医療を提供することにより、飼育動物に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為を防止することで、飼育動物に関する保健衛生の向上及び畜産業の発達を図り、あわせて公衆衛生の向上に寄与することにある。

この場合において、臨床実習における獣医学生の診療行為については、その目的・手段・方法が、社会通念からみて相当であり、獣医師の診療行為と同程度の安全性が確保される限度であれば、基本的に違法性はないと解することができるものとする。

2 無免許獣医業罪が適用されない場合の条件について

この場合、獣医学生が臨床実習において他者が所有する飼育動物に対して行う診療行為が、獣医学教育の一環として新規獣医師の資質向上に資するものであれば、「飼育動物に関する保健衛生の向上及び畜産業の発達を図り、あわせて公衆衛生の向上に寄与する」という法の目的に合致すると考えられる。

加えて、各大学のガイドラインにより、獣医学生に許容される診療行為について、

- ① 侵襲性（生体に与える危害・損傷の程度）のそれほど高くない一定のものに限られること
- ② 獣医学教育の一環として、一定の要件を満たす

指導教員によるきめ細かな指導・監督・監視の下に行われること

- ③ 臨床実習を行わせるに当たって事前に獣医学生の評価を行うこと

を条件とするならば、獣医学生が診療行為を行っても、獣医師が行う場合と同程度の安全性を確保することができる。

さらに、獣医学生が診療行為を行う手段・方法についても、上記の条件に加え、

- ④ 飼育動物の所有者の同意を得て実施すること
とすれば、社会通念からみて相当であると考え

したがって、獣医学生が上記に掲げた条件の下に診療行為を行う場合には、少なくとも獣医師法上の違法性はないものとして考える。

3 本解釈に基づく具体的な判断について

なお、臨床実習における獣医学生の飼育動物に対する診療行為が上記の条件を満たしているかの判断については、臨床実習現場の状況や獣医系大学のカリキュラムが大学ごとに異なること等を考慮し、獣医学的知識を有する専門家の意見を踏まえて、判断されることが適当である。

平成 22 年 6 月 30 日
獣医事審議会計画部会

獣医学教育における獣医学生の実習の条件整備に関する報告書

1 はじめに

獣医事審議会計画部会において、獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針の見直しを検討される中、獣医師の育成にあたって、獣医学を履修する課程に在籍する大学生（以下「獣医学生」という。）に対する臨床実習を質量ともに充実させていくことが必要であり、このためには診療行為にかかわる実習のあり方について、早急に整理することが課題として掲げられたところである。

このため、同計画部会に臨床実習の条件整備に係るワーキンググループを設置し、獣医系大学における臨床実習において獣医学生に許容される診療行為についての基本的な考え方と実施条件について検討を行った。

今般、その検討結果を取りまとめたのでここに報告する。

2 臨床実習において獣医学生に許容される診療行為についての基本的な考え方

獣医師法第17条は、「獣医師でなければ、飼育動物（牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫、鶏、うずらその他獣医師が診療を行う必要があるものとして政令で定めるものに限る。）の診療を業務としてはならない。」と規定しており、無免許で診療を業務とした場合には、罰則（以下「無免許獣医業罪」という。）が適用される。

同法で無免許獣医業罪が設けられている目的は、国民に質の高い獣医療を提供することにより、飼育動物に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為を防止することで、飼育動物に関する保健衛生の向上及び畜産業の発達を図り、あわせて公衆衛生の向上に寄与することにある。

この場合において、臨床実習における獣医学生の診療行為については、その目的・手段・方法が、社会通念からみて相当であり、獣医師の診療行為と同程度の安全性が確保される限度であれば、基本的に違法性はないと解することができるものと考えられる。

この場合、獣医学生が臨床実習において他者が所有する飼育動物に対して行う診療行為が、獣医学教育の一環として新規獣医師の資質向上に資するものであれば、「飼育動物に関する保健衛生の向上及び畜産業の発達を図り、あわせて公衆衛生の向上に寄与する」という同法の目的に合致すると考えられる。

加えて、各大学のガイドラインにより、獣医学生に許容される診療行為について、①侵襲性（生体に与える危害・損傷の程度）のそれほど高くない一定のものに限られること、②獣医学教育の一環として、一定の要件を満たす指導教員によるきめ細かな指導・監督・監視の下に行われること、③臨床実習を行わせるにあたって事前に獣医学生の評価を行うことを条件とするならば、獣医学生が診療行為を行っても、獣医師が行う場合と同程度の安全性を確保することができる。

さらに、獣医学生が診療行為を行う手段・方法についても、上記の条件に加え、④飼育動物の所有者（以下「所有者」という。）の同意を得て実施することとすれば、社会通念からみて相当であると考えられる。

したがって、獣医学生が上記に掲げた条件の下に診療行為を行う場合には、少なくとも獣医師法第17条上の違法性はないものとして考えられる。

3 臨床実習実施のための条件

臨床実習を適切に実施するためには、次に掲げる

条件が満たされる必要がある。各大学はこれらの条件に基づき、臨床実習のガイドラインを策定し、その記載に従って臨床実習を実施すべきである。

1) 臨床実習において獣医学生に許容される診療行為の範囲

臨床実習において獣医学生に許容される診療行為は、その診療行為によって予測される飼育動物への侵襲性の程度を目安（別紙1）としつつ、教育的観点を考慮した上で、一定の条件下で、3つの水準に区分した。

その水準ごとの各診療行為については、大学間で、一定程度の認識を共有する観点から別紙2に例示した。

ただし、ここに掲げた診療行為は、すべてを網羅したものではなく、臨床実習で取り入れられる可能性の高い診療行為につき、その水準を示したものであり、その技術の修得は臨床実習の必須項目ではない。

水準1：指導教員の指導・監督の下に実施が許容されるもの

予測される飼育動物への侵襲性が相対的に低い診療行為については、飼育動物の安全の確保が比較的容易であることから、所有者の同意を得て、指導教員の指導・監督（獣医学生15人程度に指導者1人がつき、必要に応じて技術介助を行う）の下で、獣医学生が実施できる。

水準2：指導教員の指導・監視の下に実施が許容されるもの

予測される飼育動物への侵襲性が相対的に中程度の診療行為については、適切に実施されれば飼育動物の安全の確保が可能であることから、所有者の同意を得て、指導教員の指導・監視（獣医学生に必ず指導者が同伴し、必要に応じて獣医学生の診療行為を中止することを指示する）の下で、獣医学生が実施できる。

水準3：原則として指導教員の実施の見学にとどめるもの

予測される飼育動物への侵襲性が相対的に高い診療行為については、飼育動物の安全を確保することは困難であることから、原則として獣医学生は実施できない。

なお、臨床実習で取り入れる診療行為の内容や各診療行為の水準は、大学ごとの指導体制、獣医学生の知識や技能の修得状況の相違、実習の対象となる飼育動物の状態等により、その区分や項目が異なることも考えられることから、獣医学生と飼育動物の安全が確保される範囲で、獣医学教育の現場において個別に判断すべきである。

2) 指導教員の要件

指導教員は、大学のガイドラインに基づき、獣医学生への知識・技能や飼育動物の状態等から判断し、あらかじめ診療行為の実施の許可を臨床実習を行う獣医学生に与えるようにすることが必要である。

指導教員の要件は、臨床実習において獣医学生及び飼育動物の安全の確保を図り、獣医学生による診療行為に対して、適切な指導・監督又は指導・監視ができる能力を有することであり、助教程度あるいは臨床経験5年以上がひとつの目安と考えられるが、最終的には大学のガイドラインに基づき判断される事柄である。

なお、学外での実習は、大学では経験しにくい産業動物診療の学習ができる等実習内容の充実を図る上で有用であると考えられることから、日頃から大学と臨床研修施設等が情報共有を図るなど、連携協力体制の構築を図った上で推進することが重要である。その際、当該実習をカリキュラムに位置付けるとともに、受入れ機関との事前協議により指導体制を構築しておくことが望ましい。また、臨床研修施設等の獣医師を指導者とする場合は、大学のガイドラインに基づき指導教員として適当な者を選任するとともに、大学において客員講師、実習担当講師といった地位に位置付けるなど、大学との関係について、あらかじめ明確にしておくことが必要である。

3) 事前の獣医学生の評価

臨床実習において獣医学生が診療行為を行うにあたっては、事前に、実施可能な水準までの技術を修得させておく必要があり、大学においては、臨床実習に入る前の段階で、獣医学生の知識・技能に係る評価の基準を設ける等により、獣医学生が到達すべき水準に達しているかどうかについて判断することが必要である。

なお、医学生では、臨床実習における医療行為の考え方を整理してから14年を経て、医学系大学の総意として、臨床実習に入る前の段階で、医学生の能力を評価するため、大学間で共通の評価試験（共用試験）を実施し、臨床実習開始前の医学生の総合的な評価を行うこととした。

獣医学教育における同様の制度の導入については、大学間にカリキュラムの違いがあること、実施体制の構築等さまざまな課題があることから、大学が検討を行うことが適当である。

4) 飼育動物の所有者の同意

獣医学生の臨床実習にあたっては、あらかじめ、所有者に対して、実習の必要性、実習内容等について十分かつ丁寧な説明を行い、獣医学生による診療行為について、所有者が納得した上で、同意を得る

ことが必要である。

所有者は、上記同意を拒否することができること、既に同意した内容についていつでも撤回できることなど、所有者が診療上の不利益な扱いを受けないことに配慮することが重要である。

同意の取り方については、院内掲示による周知、口頭あるいは文書による方法等さまざまなやり方があると考えられるが、大学において、最も適切と考えられる方法を決めて大学のガイドラインに記載しておく必要がある。

なお、獣医学生に対しては、事前に個人情報に関する関係法令を教示し、臨床実習を通して知り得た所有者等の情報については、他者に漏らすことがないように十分に留意すべきである。

4 おわりに

大学教育における臨床実習の現場において医学生に許容される診療行為の考え方が整理されたことで、今後、その範囲が拡大する。これにより、臨床実習の充実が図られ、新規獣医師に対して実践的な技能の修得とともに、獣医師としての責任を自覚させることになる。これを基礎にすれば、卒後臨床研修において、より効果的に臨床経験の蓄積と技能の修得が可能となるなど、その強化が図られることとなり、社会の要請に応じた獣医師の養成に資することが期待される。

臨床実習の実施にあたっては、まず何よりも飼育動物と獣医学生の安全を優先しなければならない。このためには、事故が生じないよう万全の体制の下で行うことが極めて重要であり、大学において、適切な指導体制の構築等実施のための条件を整備し、安全には十分に配慮されることを望む。

臨床実習の条件整備に係るワーキンググループ委員

浅野和之（日本大学生物資源科学部獣医外科学准教授）

伊藤伸彦（北里大学獣医学部獣医放射線学教授）

岩崎利郎（東京農工大学農学部獣医内科学教授）

大橋文人（大阪府立大学大学院生命環境科学部獣医外科学教授）

小野憲一郎（元東京大学大学院農学部獣医臨床病理学教授）

北川 均（岐阜大学応用生物科学部獣医内科学教授）

佐藤 繁（岩手大学農学部生産獣医療学教授）

島田章則（鳥取大学農学部獣医学科獣医病理学教授）

中川秀樹（社）日本獣医師会副会長

（敬称略・五十音順）

【別紙1】

飼育動物への侵襲性の程度の分類（例）

反応	侵襲性	低い	中程度	高い
生体組織の破壊		ほとんど伴わない	軽度かつ限定的であり縫合等の必要はない	縫合が必要
出血		ほとんど伴わない	出血が軽度かつ限定的であり簡単な処置により止血等の対応ができる	多量の出血等のおそれがある
疼痛		ほとんど伴わない	軽度かつ限定的	重度
感染		一般的な処置により予防できる	適切な処置により予防できる	重篤な感染症を惹起するおそれがある
炎症		ほとんど伴わない	軽度かつ一時的	発熱を伴うなど全身症状を惹起するおそれがある
体液の喪失		ほとんど伴わない	軽度かつ限定的	多量の体液の喪失のおそれがある
臓器への影響		ほとんど伴わない	軽度かつ限定的であり、適切な処置により臓器に直接的な影響を及ぼすおそれはない	臓器に重大な影響を及ぼすおそれがある
血圧、呼吸など生体機能への影響		ほとんど伴わない	一時的な抑制などに限られ、かつ適切な処置により予防できる	血圧の著しい低下など生体機能に大きな影響を及ぼすおそれがある

【別紙2】

臨床実習において獣医学生に許容される診療行為の例示

水準1	水準2	水準3	水準1	水準2	水準3
1 診察			<ul style="list-style-type: none"> 尿（圧迫排尿，カテーテル導尿（難易度の高いものは除く）） 第1胃液 分泌液，排液，鼻汁（搔爬・穿刺・生検） 皮膚・腫瘍表面の搔爬 針吸引（膿胞・膿瘍等（体表）） 頸管粘液・腔内容の採取・検査 （特殊検査） 繁殖学的検査：直腸検査（大動物） 各診療科における非侵襲性検査：ウッド灯を用いる検査等 （その他） 	<ul style="list-style-type: none"> 胸腔，腹腔 妊娠診断鑑定（補助） 頸管に拡張棒などの器具の挿入を伴う検査 	左記以外のもの
<ul style="list-style-type: none"> 問診，全身の視診，触診，打診，聴診 生体への影響がないかほとんどないと考えられる簡単な補助器具（体温計，反射鏡，聴診器，打腱器，開口器，耳鏡，検眼鏡，陰鏡など）を用いる全身の診察 	<ul style="list-style-type: none"> 診察のために必要な鎮静・麻酔等（補助） 	左記以外のもの			
2 検査			3 治療		
<ul style="list-style-type: none"> （生理学的検査） 心電図，心音図，心機図 脳波 聴力，平衡，視力 歩様，関節可動域検査 （消化管検査） 直腸鏡 直腸検査 （画像診断） 超音波検査 単純エックス線撮影（補助） CT（補助） MRI（補助） （検体採取） 血液（毛細血管，静脈（末梢）） 	<ul style="list-style-type: none"> 筋電図 胃カテーテル 内視鏡検査 透視 造影剤（RIを除く）を用いた検査（補助） 動脈血（末梢） 	左記以外のもの	<ul style="list-style-type: none"> （看護的処置） 体位交換，おむつ，液体吸引シート等交換，運動・散歩 （処置） 皮膚消毒，包帯交換 	<ul style="list-style-type: none"> 創傷処置 	左記以外のもの

水準 1	水準 2	水準 3	水準 1	水準 2	水準 3
<ul style="list-style-type: none"> ・外用薬塗布・貼付 ・浣腸 ・キプス巻 ・耳の洗浄 ・乳房内注入 (投与) <ul style="list-style-type: none"> ・経口, 皮内, 皮下, 筋肉内 (外科的処置) <ul style="list-style-type: none"> ・抜糸・止血 ・手術助手 ・麻酔モニタリング (その他) <ul style="list-style-type: none"> ・分娩介助(補助) 	<ul style="list-style-type: none"> ・除角 ・歯石除去 ・胃カテーテル挿入(経口・経鼻) <ul style="list-style-type: none"> ・静脈注射 <ul style="list-style-type: none"> ・全身・局所麻酔(補助) ・膿瘍切開, 排膿, ドレイン処置 ・縫合 ・抜歯(手術を要するものを除く) <ul style="list-style-type: none"> ・蹄病治療のための削蹄 	左記以外のもの	4 救急		
			<ul style="list-style-type: none"> ・バイタルチェック ・気道確保(気管内挿管, 気管切開を除く), 人工呼吸, 酸素投与 	<ul style="list-style-type: none"> ・気管内挿管 ・心マッサージ ・電氣的除細動 	左記以外のもの
			5 その他		
			<ul style="list-style-type: none"> ・カルテ記載の補助 ・保健衛生指導(一般的内容のもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ・カルテ記載(指導獣医師の確認とサイン) ・飼育動物の所有者等への病状説明 	左記以外のもの